

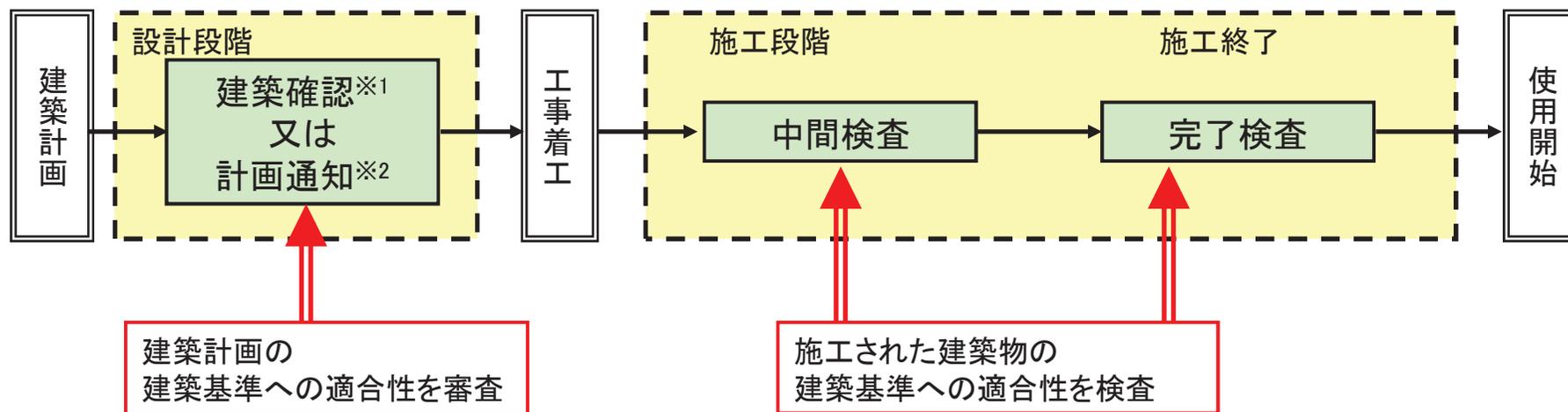
国等の建築物に係る建築確認・検査制度の見直しに係るご提案について

国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付
令和5年7月

建築基準法における確認・検査制度

現行の確認・検査制度

- 民間の建築物に係る建築基準法に基づく建築確認等の手続きは、特定行政庁の建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員が行っている。
- 一方、国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知等の手続きは特定行政庁の建築主事が行うこととされており、当該計画の建築基準関係規定への適合審査等に指定確認検査機関を活用する制度とはなっていない。



※¹ 民間が建築工事等に着手する前に建築計画を建築主事又は指定確認検査機関に申請し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けること。

※² 国等が建築工事等に着手する前に建築計画を建築主事に通知し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの審査を受けること。

令和5年分権提案の内容とその対応方針

分権提案の概要(兵庫県提案書から抜粋)

- 国等の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。

<支障例>

- ・ 大規模災害発生後は、被災後のまちづくり計画等の立案や被災マンション建替等の支援など様々な復興業務に多くの人員を要する。
- ・ 被災後に増大する公共施設等の再建に係る計画通知の業務には、建築主事が対応しなければならないことから、人員が割かれ復興業務への迅速な対応が困難となり、被災地復興に遅れが生じる懸念がある。

現行

建築主事が計画通知の建築基準関係規定への適合審査等を実施

	計画通知
建築主	・ 国 ・ 都道府県 ・ 建築主事を置く市町村
審査者	・ 建築主事

提案内容

建築主事 **又は指定確認検査機関** が計画通知の建築基準関係規定への適合審査を実施

	計画通知
建築主	・ 国 ・ 都道府県 ・ 建築主事を置く市町村
審査者	・ 建築主事 ・ 指定確認検査機関

※建築主が審査者を選択

(3) 一次回答

提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととしたい。